

調布市観光協会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、調布市観光協会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、調布市生活文化スポーツ部産業振興課に置く。

第3条 本会の事務局に事務局長を1人置くことができる。

2 事務局長は会長がこれを選任する。

(目的)

第4条 本会は、都会のふるさと調布の歴史と映画のまち・芸術文化・スポーツなどの特色を有する調布市の観光事業の振興を図り、産業の発展と文化の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 観光事業の計画及び実行
- (2) 観光事業に関する調査、研究並びに資料の収集及び作成
- (3) 観光資源の活用及び観光客の誘致
- (4) 観光施設の整備、保存及び活用
- (5) 観光の紹介、宣伝及び出版物の刊行
- (6) 観光に関する各種催し物の計画及び実施、援助
- (7) 郷土物産品の紹介並びに土産品の研究及び開発
- (8) 関係諸団体との連携強化
- (9) その他本会の目的達成のために必要な事業

第2章 会員

(会員の資格)

第6条 会員は、本会の事業目的に賛同するもので、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人会員 会費1口以上を納付するもの
- (2) 特別会員 会費10口以上を納付するもの

(会費)

第7条 会員の会費は、1口につき年額
2,000円とする。

(入会)

第8条 会員になろうとする者は、調布市観光協会入会申込書(第1号様式)に会費を添えて会長に提出しなければならない。

(資格の変更)

第9条 前条の申込内容に変更があった場合は、速やかに調布市観光協会変更届出書(第2号様式)を会長に提出しなければならない。

(資格の停止)

第10条 会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を停止する。

- (1) 会費を2年滞納したときは、資格停止期間1年
- (2) 会費を、2年を超えて滞納したときは、資格停止期間1年

2 協会は、前項に規定する会員の権利を制限することができる。

(資格の喪失)

第11条 会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 本人から退会の申し出があったとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 資格の停止期間が2年に達したとき
- (4) 除名されたとき

2 会員の資格を喪失したときは、既納の会費又は寄付金は返還しないものとする。

(退会)

第12条 会員は退会しようとするときは、会長に調布市観光協会退会届(第3号様式)を提出しなければならない。

(除名)

第13条 会員が、次の各号に掲げる行為をしたときは、理事会の決議により除名することができる。

- (1) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (2) その他の除名すべき正当な事由があるとき

第3章 役員

(役員構成)

第14条 本会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人以内
- (3) 顧問 3人以内
- (4) 常任理事 5人以内
- (5) 理事 25人以内
- (6) 会計 2人
- (7) 会計監査 2人

(相談役)

第15条 本会に相談役を若干名おくことができる。

- 2 相談役は、理事会の推薦により会長がこれを選任する。
- 3 相談役は、会長の要請により理事会に出席し、意見を述べることができる。

(会長及び副会長)

第16条 会長及び副会長は、理事のうちから互選する。

- 2 会長は、本会を代表し、会の活動を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(顧問)

第17条 顧問は、理事のうちから互選する。

- 2 顧問は、会長の要請により常任理事会及び理事会に出席し、助言及び指導することができる。

(常任理事)

第18条 常任理事は、理事のうちから互選する。

(理事)

第19条 理事は、第6条の会員のうちから総会において選任する。

(会計)

第20条 会計は、理事のうちから互選する。

- 2 会計は、本会の経理を担当する。

(会計監査)

第21条 会計監査は、理事会で選任する。

2 会計監査は、本会の経理の監査を担当する。

(役員任期)

第22条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 会議

(会議の種類)

第23条 会議は、総会、常任理事会及び理事会とする。

(総会)

第24条 総会は、全会員をもって構成し、年1回以上開催する。

2 総会は、会長が招集する。

3 総会は、構成員の過半数の出席(委任状を含む。)をもって成立し、議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長が必要と認めたとき、又は会員の5分の1以上の要求があったときは、臨時総会を開催することができる。

(総会の議決事項)

第25条 総会は、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 会則の制定及び改廃に関する事
- (2) 事業計画及び収支予算に関する事
- (3) 事業報告及び収支決算に関する事
- (4) その他会長が必要と認める事項に関する事

(常任理事会)

第26条 常任理事会は、会長、副会長、顧問、常任理事及び会計をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

(常任理事会の審議事項)

第27条 常任理事会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 運営の効率向上を図る事項に関する事
- (2) 緊急を要する事項に関する事

(3) 総会の議決事項であっても、速やかな対応が必要とされる事項に関すること

(4) 前3号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項に関すること

2 前項の規定で開催した常任理事会で審議した内容については、直近に開催する理事会において報告するものとする。

(理事会)

第28条 理事会は、全理事をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

(理事会の審議事項)

第29条 理事会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 総会に提出すべき議案に関すること

(2) 総会又は本会則において理事会に委任された事項に関すること

(3) 前2号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項に関すること

(部会の設置)

第30条 本会の事業の円滑な遂行を図るため、専門部会（以下「部会」という。）を設けることができる。

2 部会は、事業の趣旨に賛同する者で組織し、総会の承認を得るものとする。ただし、緊急を要するものについては、会長が承認することができる。

3 部会に部員の互選により部会長を置く。

4 理事は、部会に参画することができる。

第5章 会計

(運営経費)

第31条 本会の運営経費は、会費及び寄付金並びに補助金その他の収入をもってあてる。

(事業年度)

第32条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第6章 雑則

第33条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、理事会の決議により会長が別に定める。

附 則

附 則 （平成22年3月31日）

この会則は、平成22年4月7日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日）

この会則は、平成 28 年 4 月 6 日から施行する。

2 改正後の第 10 条の規定は、前項に規定する日において、会費を滞納しているものに適用する。

様 式

第 1 号様式（第 8 条関係）

第 2 号様式（第 9 条関係）

第 3 号様式（第 12 条関係）